

## 北里大学と桜美林高校との教育交流に関する協定書

北里大学（以下「大学」という。）と桜美林高校（以下「高校」という。）は、連携事業を通じて相互交流を深め、双方の教育の活性化を図るために、次のとおり協定を締結する。

1. 大学と高校は、相互の友好関係にもとづき、連携事業を実施する。

2. 連携事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 高校の聴講生の受け入れ
- (2) 大学の教養講座等の開講
- (3) 教育についての情報交換及び交流
- (4) その他双方が協議し合意した事項

3. 連携事業の具体的な内容については覚書を取り交わす。

4. この協定の有効期間は、2020年4月1日から始まり、2021年3月31日をもって終わる。

ただし、有効期間の3ヶ月前までに大学・高校のうち一方又は両者から協定の改廃の申し入れがないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以降についても同様とする。

5. この協定の定めにない事項若しくはこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、両者間でその都度協議し、解決を図る。

この協定書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保有する。

2020年1月14日

北里大学

学長 伊藤 育夫



桜美林高校

校長 大越 孝

